

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 10月からの加算追加、減算追加以外は現行通りと解釈してよろしいでしょうか。 (例：運動機能向上加算など) | 現行通りです。 介護支援計画書にアセスメント（加算が必要な状況）、課題、支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。加算の名称のみの記載された支援計画書では算定できません。 |
| 2 | 科学的介護推進体制加算は今回は盛り込まれていないでしょうか。 | 申し訳ございませんが、橿原市の総合事業では算定できません。 |
| 3 | サービス提供体制強化加算の算定要件を詳しく教えていただきたいです。 | 国の基準に準じていますので、ご確認をお願いします。 |
| 4 | 計画書への支援ポイント(加算をつけることにより改善されるポイント)の記載については、現行の計画書についてはどう扱えばよろしいでしょうか？ 追記、又は計画書の差し替えや変更が必要となりますか？ | 既に算定している加算について、加算を算定するための根拠が記載されていない場合は、追記にて対応することとして差支えありません。 新たな加算を算定する場合には、再度計画書を作成してください。 |
| 5 | 栄養アセスメント加算について、対象者として示されている①～⑥の方について、どれか1つあてはまれば対象とするのか、すべての項目に該当する者なのか。 また、通所介護の栄養アセスメント加算には、対象者の具体的な数値はないが、予防通所にあるのはなぜか ※予防通所リハビリも具体的な数値はないと思います。 | 先日掲載しました算定要件に一部誤りがありましたので、差し替えさせていただいております。 再度ご確認をお願いします。 |
| 6 | サービス提供体制強化加算の添付書類は何でしょうか？ | 国の基準に準じていますので、ご確認をお願いします。 |
| 7 | 橿原市の10月からの一覧表には【あり・なし】しかないですが、サービス提供体制強化加算はⅠとⅡがありますがⅠ若しくはⅡに該当すればありでよろしいですか？ | 申し訳ございませんが、サービス名称の横にⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかをご記入ください。 |
| 8 | 現在、総合事業の通所介護で処遇改善加算Ⅰを算定していますが、条件はサービス提供体制加算を算定することとなっていると思いますが、6月時点ではサービス提供体制強化加算がなかったため、算定していないが条件さえ整っているのであれば処遇改善加算Ⅰは算定できるとお聞きしました。10月以降はサービス提供体制強化加算算定していないと処遇改善加算Ⅰは取れなくなるのでしょうか？ | 処遇改善加算とサービス提供体制加算は別の加算になりますので、それぞれの算定要件をご確認の上、算定してください。 |
| 9 | 算定要件について、サービス提供体制強化加算と若年性認知症利用者受入加算についてホームページ上に記載がありませんが、介護保険の通所介護と同じ算定要件との解釈でよろしいか？ またその場合、サービス提供体制強化加算は区分がⅠ～Ⅲまでありますが、体制届書には 1なし 2あり の記載しかありませんが、有無の届出のみでよいのでしょうか？（単位数マスターを拝見してもⅠ～Ⅲまで記載があります。） | お見込みのとおりです。国の基準に準じていますのでご確認をお願いします。 若年性認知症利用者受入加算については下記URLをご参照ください。 https://www.dtp-nissoken.co.jp/jtkn/ss2019membersroom/2019ss0201deta/h30kaigo/riha/201904-2/2.pdf 体制届につきましては、申し訳ございませんが、サービス名称の横にⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかをご記入ください。 |